

法学研究科 学位論文評価基準

令和4年3月20日教授会承認

法学研究科の学位論文評価基準は、以下のとおりである。

（修士論文）

修士論文は、専攻分野における学術的課題の把握と一定程度の研究遂行能力を示すことにより合格とする。その判断基準は以下のとおりである。

- 1 当該研究領域における学術的意義が認められること。
- 2 資料および先行研究が適切に取り扱われていること。
- 3 適切な表記・表現が用いられていること。
- 4 論理的整合性が保持されていること。

（博士論文）

博士論文は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すことにより合格とする。その判断基準は以下のとおりである。

- 1 当該研究領域における高度の学術的意義が認められること。
- 2 資料および先行研究が適切に取り扱われていること。
- 3 適切な表記・表現が用いられていること。
- 4 論理的整合性が保持されていること。

附 則 （制定 令4. 3. 20）

この基準は、令和4年4月1日から施行する。